

令和 7 年度高齢者の住宅改造助成事業について

※助成を受けるには、事前申請が必要です。
工事の開始は、助成事業決定後になりますのでご注意ください。

■制度の概要

	《 住宅改造・一般型 》	《 住宅改造型 》														
受 付 期 間	○令和 4 年度より事業を廃止しました	○令和 7 年 4 月から令和 8 年 1 月末まで ※ただし、令和 8 年 2 月末までに助成金請求が終わる工事であること														
対 象 者		○介護保険制度の要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者（以下「高齢者等」という。）のいる世帯														
		○身体障がい者のいる世帯														
（日常生活に支障がある者）																
介護保険制度の住宅改修工事と一体的に実施する（原則初回の改修時）《別表 1》「助成対象工事」に定める改造工事																
○築年数・住宅の工法等により耐震診断要																
対象者の現在の身体状況に合わせて必要な箇所の改造を行う																
（個別的）																
所 得 制 限		6, 0 0 0, 0 0 0 円（生計中心者）														
介護保険制度等の優先適用	介護保険制度の対象となる者は当該制度を優先して適用する															
助成対象限度基準額 （助成額ではありません）	介護保険制度等の住宅改修費を含めて 5 0 0, 0 0 0 円															
改造箇所毎の限度額	(円) <table><tr><td>改造箇所</td><td>浴室・洗面所</td><td>便 所</td><td>玄 関</td><td>廊下・階段</td><td>居 室</td><td>台 所</td></tr><tr><td>対象限度額</td><td>400, 000</td><td>300, 000</td><td>200, 000</td><td>100, 000</td><td>100, 000</td><td>100, 000</td></tr></table>		改造箇所	浴室・洗面所	便 所	玄 関	廊下・階段	居 室	台 所	対象限度額	400, 000	300, 000	200, 000	100, 000	100, 000	100, 000
改造箇所	浴室・洗面所	便 所	玄 関	廊下・階段	居 室	台 所										
対象限度額	400, 000	300, 000	200, 000	100, 000	100, 000	100, 000										
助 成 率		市民税非課税1 / 2 市民税均等割課税1 / 2 市民税所得割課税1 / 3 所得税課税1 / 3 ※助成額は助成対象額（最大 50 万円）から介護保険制度等の住宅改修対象基準額（20 万円）を差し引いた金額に上記助成率を乗じて算出します。														

■必要書類（必ず、事前協議の上、申請願います）※1

申 請	(1)申請書（様式第1号） (2)住宅改造工事計画書（①位置図、②現況見取図、③改造工事計画図） (3)写真（改造箇所の現況写真【工事前】1枚ずつ……工事前で撮影日のわかるもの） (4)工事見積書（改造箇所工事見積書） (5)直近の収入を証する書類（実質的に同一生計を営む生計中心者の所得が分かるもの） ……前年分所得税額がわかる書類（源泉徴収票、確定申告書（控））や当該年度分市民税課税証明書等(※2) (6)工事承諾書（改造箇所の住宅が賃貸住宅等の場合は、所有者の承諾書） (7)建築時期がわかる書類の写し（建築確認通知書・検査済証・登記簿謄本・固定資産税通知書等）
完 成 後	(1)工事完了届（様式第4号） (2)助成金請求書（様式）……金額欄は空白 (3)工事完了写真（改造箇所の写真【完成】1枚ずつ……工事後で撮影日の分かるもの） (4)領収証（原本写し可）

※1 申請書受理後に住宅の事前確認があります。工事の開始は事業決定後になります。

申請書受付 ⇒ 現地事前確認 ⇒ 住宅改造助成事業決定 ⇒ 工事開始

※2 申請書（様式第1号）が、4月から6月までの間に受理された場合にあつては、「前年分の所得税」とは「前々年分の所得税」とし、「当該年度分の市民税」とは「前年度分の市民税」とする。

◇令和7年4月～6月末日までの受付の場合

令和5年の所得税がわかる書類（源泉徴収票、確定申告書（控）等）

令和6年度の市民税課税証明書等

◇令和7年7月以降の受付の場合

令和6年の所得税がわかる書類（源泉徴収票、確定申告書（控）等）

令和7年度の市民税課税証明書等